

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日(水) 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 11名
- 1番 齋藤高央 2番 渡邊和明 3番 佐藤 徹
- 4番 小林平仁 5番 三本友子 6番 齋藤義夫
- 7番 関谷常夫 8番 三沢孝喜 9番 高橋行雄
- 10番 小杉義光 11番 櫻井政志
4. 欠席委員 1名 山田久栄
5. 議事日程
- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 報告1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
- 日程第3 議第1号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
- 議第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
6. 農業委員会事務局職員
- 局長 北村保 次長 菊地民男 係長 菰澤亜紀子
7. 会議の概要
- (午後3時 開会)

議長 それではただ今から、令和7年1月の農業委員会総会を開会します。

(関谷会長) 本日は、1名、山田委員より欠席の報告がありました。現在の出席委員は11名です。よって総会は成立しております。招集案内により出席していたっている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。

 はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号、8番三沢委員、11番櫻井委員の2名をお願いします。

議長 報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理（関谷会長）について」事務局より報告願います。

報告第1号「農地法第5条の規定による届出について」報告いたします。

1番、地目は畑、面積46㎡です。転用目的は庭敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。

2番、地目は田、面積225㎡です。転用目的は宅地分譲及び道路築造敷地

です。権利種別は売買による所有権移転です。

1 番、2 番とも市街化区域内にある農地であり、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議 長

事務局からの報告が終わりました。質問等ございませんか。

議 長

質問、意見がございませんので、以上で報告を終わります。

(議題の宣告)
議 長

議事に入ります。「議第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の許可について」上程します。

説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、私、関谷は、当該議案の審議終了まで退席します。私が退席の間は、見附市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項により、議事進行を佐藤代理から務めていただきます。佐藤代理、よろしくお願いします。

佐藤代理

議長に指名されました佐藤です。円滑な議事進行につきまして、ご協力お願いいたします。それでは「議第 1 号」について、事務局より説明願います。

菊地次長

申請地目は田及び畑、4 筆、面積合計 1,059 m²です。転用目的は農業用施設用地として穀物乾燥調製施設を建築するものです。申請人は水稻作付面積の増加により、乾燥調製作業に苦勞しており、今後も規模拡大が見込まれ利便性と生産性を上げることから乾燥調製施設の建設が必要となり申請されたものです。申請地は農業振興地域整備計画におきまして農用地区域とされた区域内の農地ですが、見附市長から令和 6 年 12 月 17 日付で農業用施設用地への用途変更許可申請が出されております。また、申請地の 2 筆は農用地区域外の農地ですが、作業所と倉庫が建ててあることが判明したものです。農舎は昭和 43 年頃に建築、作業所は昭和 52 年頃に建築され貸付人の先代から使用されており、借受人が作業所と倉庫を使用するものです。この 2 筆の立地基準は住宅が連坦する区域内の農地で宅地化の状況などから第 3 種農地と判断されます。

資料として位置図、更正図の写し、地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書等、追加資料として土地改良区からの意見書を添付してありますので、ご確認をお願いします。説明は以上です。

佐藤代理 事務局の説明が終わりました。1 番について、地区担当委員の齋藤高央委員より補足説明をお願いします。

齋藤委員 事務局説明の通り、農地と知らずに作業所等を建ててしまったということで、この度の申請となりました。周辺の農地等も問題なく問題ありません。

佐藤代理 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

佐藤代理 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 1 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤代理 異議なしと認め、原案のとおり決定します

(議題の宣告)
佐藤代理 続いて「議第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。
説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、関谷委員、小杉委員、櫻井委員、私、佐藤は、当該議案の審議終了まで退席となります。また、所有権移転に係る議題に関連していますので、小林仁志推進委員も審議終了まで退席をお願いします。
退席の間でございますが、見附市農業委員会会議規則第 5 条第 2 項によると、議事進行は会長代理が務めることとなっておりますが、私も退席することから、農政部長の小林平仁委員にお願いしたいと思います。小林平仁委員、よろしくをお願いします。

(該当委員 退室)

小林委員 議長に指名されました、小林です。円滑な議事進行につきましてご協力お願いいたします。それでは「議第 2 号」について、事務局より説明願います。

菰澤係長 「議第 2 号 農用地利用集積計画の決定について」説明します。
はじめに農用地利用集積計画による所有権移転です。
1-1 番から 1-3 番まで同じ譲受人のため合わせて説明します
1-1 番、地目は田、面積は 1,032 m²です。
1-2 番、9 筆、地目は田、合計面積は 14,102 m²です。
1-3 番、4 筆、地目は畑、合計面積は 2,173.4 m²です。

3 件とも譲受人が今までも耕作の委託を受けており、農地拡大を希望している方です。1-1 番は農地を相続しましたが耕作が難しく農地の整理を考えていたところ、譲受人と話がまとまったそうです。1-2、1-3 番は高齢で耕作は難しく今後も管理してくれるご家族もいないことから譲受人と話がまとまりました。

1-4 番、5 筆、地目は田、合計面積 30,245 m²です。

農地の規模縮小を考えていたところ、農地拡大を希望している譲渡人と話がまとまったものです。

続いて 2 ページ目から 12 ページ目は相対による利用権設定です。

11 ページまでは始期が 2 月 1 日からの設定で、78 筆、合計面積は 150,245 m²です。12 ページはそれ以外の始期の設定で、3 筆、合計面積は 4,846 m²です。

13 ページからは、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権設定です。58 筆、合計面積は 86,385 m²です。

これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

小林委員 事務局の説明が終わりました。1-1 番から 1-3 番について、地区担当の平井委員より説明をお願いします。

平井委員 同じ譲受人の方が取得されますが、現在もそれぞれの譲渡人の農地を耕作しています。1-1 番の方は、農地を相続したが耕作は難しく譲受人へ所有権移転するものです。1-2、1-3 番の方は、ご高齢で現在一人暮らしされており、今後も農地を管理してくれる方がいないため、譲受人へ所有権移転するものです。譲受人は農地の拡大経営をされている方で問題ありません。

小林委員 次に、1-4 番について、地区担当委員の石田委員より補足説明をお願いします。

石田委員 譲渡人はご家族で農業経営されていましたが、ご主人が亡くなったため農地の規模の縮小を考えていたところ、農地の場所も近いところにある農地所有適格法人の譲受人へ所有権移転するもので、問題ありません。

小林委員 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

小林委員 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定します。退席の委員の関係案件が終了しました。皆様のご協力により、議事進行を滞りなく終えることができました。ありがとうございました。それでは、退席された、関谷委員、佐藤徹委員、小杉委員、櫻井委員、小林推進委員は、入室をお願いします。

(該当委員 入室)

(議題の宣告)

議 長

それでは次に、「議第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」上程します。事務局より説明願います。

菰澤係長

「議第 3 号農用地利用集積等促進計画案に関する意見」について説明いたします。

促進計画の作成については、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、市から当会に対し意見が求められています。受け手側の変更の移転による促進計画です。2 筆、合計面積は 1,981 m²です。

これらは農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議 長

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 3 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

(閉会宣告)

議 長

本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和 7 年 1 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 30 分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

議事録調製者（係長） _____